

第1章 はじめに

1-1. 計画策定の背景と目的

岡垣町では、平成16年3月に第1次公共交通体系整備計画を策定し、コミュニティバスの運行などに取り組み、その後も社会情勢の変化に応じつつ、公共交通体系の見直しを行ってきました。概ね5年毎に計画を更新しながら、平成27年度に第3次公共交通体系整備計画を策定し、5年間の計画期間において、持続可能な公共交通の運営と仕組みづくりに取り組んできました。

第3次公共交通体系整備計画の策定から5年が経過する間に、少子高齢化の進行による住民移動ニーズの変化や高齢者の運転免許保有者の増加による自家用車依存の進行に加え、新型コロナウイルス感染症拡大（以降、感染症拡大と記載）の影響により公共交通を取り巻く環境が大きく変化してきました。そこで、様々な社会情勢の変化へ対応するため、令和2年度に第3次公共交通体系整備計画の一部を改訂し、これまでの取り組みから問題点を整理し、急務となる課題解決に努めてきました。

しかしながら、感染症拡大の影響は長期化し、外出の自粛や公共交通から自家用車への転換、宅配サービスやリモートワークの進展等により、移動ニーズが大きく変化しており、本町の公共交通利用者数は急激に減少する一方で、運転手不足や財政負担額の増加により公共交通運営の安定化が急務となっています。

また、国では、令和2年11月に持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「活性化再生法」とする。）が改正されました。これにより、計画の名称は、従来の「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に変更され、地域の移動ニーズを踏まえ、地域自らが交通をデザインしていくことの重要性が高まっています。さらに、交通の分野だけでなく、都市計画や観光振興、福祉、教育等の様々な分野を含めた地域戦略の一環として取り組むことが必要となりました。

これらの状況を受けながら、令和3年度からスタートした第6次総合計画の将来像である「自然と共生する しあわせ実感都市 岡垣」の実現に向けて、住みよさを実感できるまちづくりを目指していく上で、公共交通が果たす役割を再認識し、持続的な公共交通体系を構築することを目的に、「第4次公共交通体系整備計画」を策定します。

1-2. 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

1-3. 計画の対象区域

本計画は、岡垣町の全域を対象区域とします。

1-4. 本計画の位置づけと策定の流れ

本計画は、岡垣町第6次総合計画を上位計画とした計画であるとともに、都市計画マスタープランなど関連計画との整合を図り、国が策定する公共交通の基本方針などに即しながら策定します。

なお、策定に際しては、町内の公共交通である西鉄バス、コミュニティバスの利用実態調査を実施（令和3年6月22日）・分析するとともに、既存の各種輸送実績、町が行った住民アンケートの結果などを利用してしています。

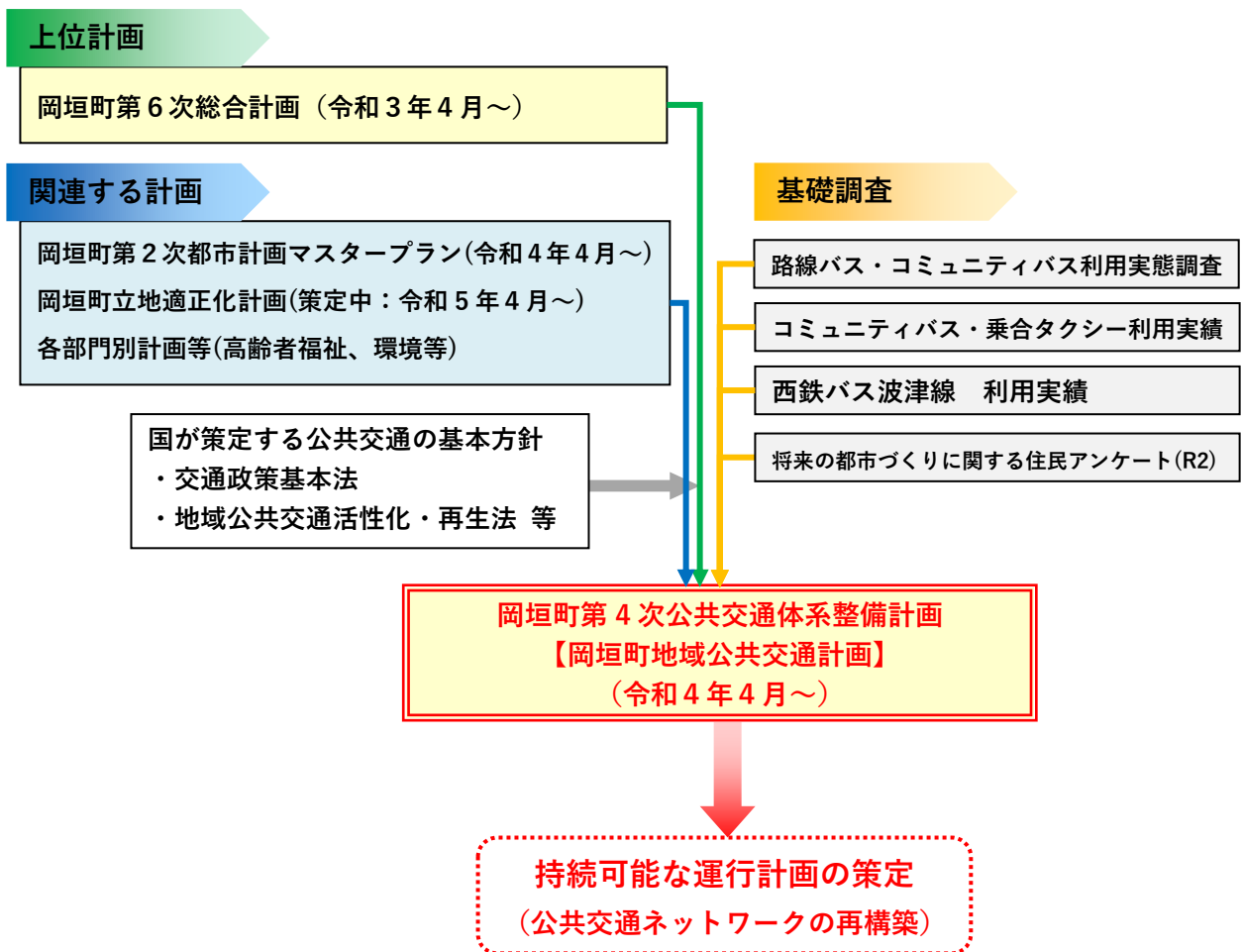


図1 岡垣町第4次公共交通体系整備計画の位置づけ